

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	法人番号	住 所
総合警備保障株式会社	3010401016070	東京都港区元赤坂 1 - 6 - 6

### 2. 指名停止措置期間

令和4年4月27日から令和4年5月26日まで（1カ月間）

### 3. 指名停止措置の範囲 参議院所管の工事

### 4. 事実概要

総合警備保障株式会社の元使用人は、同社の使用人であった令和3年10月28日、ATM（現金自動預払機）のメンテナンス業務中に、千葉県内の金融機関の支店など6カ所に設置されたATMから現金を盗んだとして、令和4年1月5日、窃盗の疑いで千葉県警に逮捕された。

### 5. 指名停止措置理由

上記4. は、参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成15年4月4日議長決定）別表第2第14号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

（別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内